

山形県文化財保護条例施行規則をここに公布する。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第39号

山形県文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号。以下「条例」という。）第37条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定書の様式)

第2条 条例第4条第5項（条例第26条第2項において準用する場合を含む。）に規定する指定書は、別記様式第1号によるものとする。

(指定書の再交付)

第3条 前条に規定する指定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合は、別記様式第2号による指定書再交付申請書により、破損した場合にあっては、当該破損した指定書を添えて、知事に指定書の再交付を申請することができる。

(管理責任者選任又は解任の届出)

第4条 条例第6条第3項（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第3号による管理責任者選任（解任）届出書をもってするものとする。

(所有者変更の届出)

第5条 条例第7条第1項（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第4号による所有者変更届出書に当該届出に係る所有権の移転について証明するに足りる書類を添付してするものとする。

(所有者又は管理責任者の住所、氏名等の変更の届出)

第6条 条例第7条第2項（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第5号による所有者等の住所・氏名等変更届出書をもってするものとする。

(滅失、毀損等の届出)

第7条 条例第8条（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第6号による滅失毀損等届出書に当該届出に係る滅失、毀損等の状態を示す写真、図面等を添付してするものとする。

(所在の場所の変更の届出)

第8条 条例第9条（条例第29条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第7号による所在の場所変更届出書をもって所在の場所を変更しようとする日の20日前までにするものとする。

(所在の場所の変更の届出を要しない場合等)

第9条 条例第9条ただし書の規定による届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 条例第10条第1項（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (2) 条例第12条第1項又は第2項（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による命令又は勧告を受けて行う措置又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (3) 条例第14条第1項の規定による許可を受け、又は条例第28条第1項の規定による届出をして行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をするために所在の場所を変更しようとするとき。
- (4) 条例第15条第1項（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (5) 条例第16条第1項又は第2項（条例第29条において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (6) 前各号に規定する所在の場所の変更を行った後、変更前の所在の場所に復するために所在の場所の変更をしようとするとき。
- (7) 前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更が30日を超えないとき（公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。）。

2 条例第9条ただし書の規定による所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更することについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

3 条例第9条ただし書の規定による届出は、別記様式第7号による所在の場所変更届出書をもって、所在の場所を変更した後20日以内にするものとする。

(保存に影響を及ぼす行為)

第10条 条例第14条第1項、第28条第1項及び第35条第1項に規定する保存に影響を及ぼす行為は、別表に定めるとおりとする。

(県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の現状の変更等の許可の申請)

第11条 条例第14条第1項又は条例第35条第1項の規定による許可(第13条及び第14条において「現状の変更等の許可」という。)を受けようとする者(次条において「許可申請者」という。)は、別記様式第8号による現状変更等許可申請書を知事に提出しなければならない。

(県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等許可申請書の添付書類等)

第12条 前条に規定する許可申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

(1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図

(2) 県指定有形文化財の場合にあっては、現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図

(3) 県指定史跡名勝天然記念物の場合にあっては、現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図

(4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

(5) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、その所有者の承諾書

(6) 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

(7) 管理責任者(管理団体を含む。以下この号において同じ。)がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、その管理責任者の意見書

(県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の現状の変更等の完了の報告)

第13条 知事から現状の変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状の変更等を完了したときは、別記様式第9号により、遅滞なく知事に報告するものとする。

2 前項に規定する報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の維持の措置の範囲)

第14条 条例第14条第1項ただし書及び条例第35条第1項ただし書の規定により許可を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状の変更等の許可を受けたものについては、当該現状の変更等の原状)に復するとき。

(2) 県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するために応急の措置をするとき。

(3) 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(修理の届出)

第15条 条例第15条第1項(条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。第17条において同じ。)の規定による届出は、別記様式第10号により、修理に着手しようとする日の30日前までにするものとする。

2 前項に規定する届出には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

(1) 修理の設計仕様書及び設計図

(2) 県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の場合にあっては、修理をしようとする箇所の写真又は見取図

(3) 県指定史跡名勝天然記念物の場合にあっては、修理に係る地域の地番を表示した図面及び修理しようとする箇所の写真又は見取図

(修理の届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第16条 前条第1項により届け出た書面又は同条第2項により添付した書類等に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事に変更する事由を記した書面をもって届け出るものとする。

る。

(修理完了の報告)

第17条 条例第15条第1項の規定により届出を行った者は、届出に係る修理が完了したときは、別記様式第11号により、遅滞なく知事に報告するものとする。

2 前項に規定する報告は、その結果を示す写真又は見取図を添付するものとする。

(損失補償の請求)

第18条 条例第16条第7項(条例第29条において準用する場合を含む。次条第2項及び第3項において同じ。)の規定による補償を受けようとするときは、別記様式第12号による損失補償請求書を知事に提出するものとする。

2 前項の場合において損害保険契約をしていたときは、その保険契約を証するに足る書類を請求書に添えなければならない。

(補償の決定)

第19条 知事は、前条第1項に規定する請求書の提出があったときは、審査の上、補償を行うか否かを速やかに決定しなければならない。

2 知事は、条例第16条第7項の規定による補償を行うことを決定したときは、補償金の額を定め、支払の方法及び時期その他必要な事項とともにこれを補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 知事は、条例第16条第7項の規定による補償を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を前条第1項に規定する請求書の提出者に通知しなければならない。

(補償金額決定の基準)

第20条 補償金の額の決定は、次の各号のいずれかに掲げる金額を基準として行うものとする。

(1) 県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財が滅失した場合においては、当該県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の時価に相当する金額

(2) 県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財が毀損した場合においては、当該県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の毀損の箇所の修理のために必要と認められる経費及び当該県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の毀損前の時価と修理後の時価との差額の合計額に相当する金額

2 知事は、前項の基準により定められるべき補償金の額が当該滅失又は毀損により通常生ずべき損害を補償するに足りないと認めるときは、その額を超えて補償金の額を定めることができる。

(認定書の交付等)

第21条 条例第20条第2項又は第4項の規定による認定をしたときは、知事は、別記様式第13号による認定書を保持者又は保持団体に交付するものとする。

2 前項に規定する認定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合は、別記様式第14号による認定書再交付申請書により、破損した場合にあっては、当該破損した認定書を添えて、知事に認定書の再交付を申請することができる。

(県指定無形文化財の保持者等の氏名等の変更の届出)

第22条 条例第22条の規定による県指定無形文化財の保持者又は保持団体が、住所若しくは氏名若しくは所在地若しくは名称を変更したとき又は保持団体の代表者を変更し、若しくは構成員に異動を生じたときの届出は、別記様式第15号による保持者(保持団体)の住所(所在地)・氏名(名称)変更届出書に前条第1項に規定する認定書を添付してするものとする。

2 条例第22条の規定による県指定無形文化財の保持者又は保持団体が、死亡し、又は解散したときの届出は、別記様式第16号による保持者(保持団体)の死亡(解散)届出書に前条第1項に規定する認定書を添付してするものとする。

3 条例第22条に規定する規則の定める事由は、保持者について、その保持する県指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたこととし、同条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもってするものとする。

(1) 県指定無形文化財の名称

(2) 認定年月日

(3) 心身の故障の生じた年月日

(県指定無形民俗文化財の指定書の交付等)

第23条 条例第26条第1項の規定により県指定無形民俗文化財の指定をしたときは、別記様式第17号による指定書を交付するものとする。

- 2 第3条の規定は、前項に規定する指定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又は滅失し、若しくは破損した場合の再交付の申請について準用する。
(県指定有形民俗文化財の現状の変更等の届出)
- 第24条** 条例第28条第1項の規定による届出は、別記様式第18号による県指定有形民俗文化財現状変更等届出書に第12条第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる書類、図面及び写真を添付して、現状の変更等に着手しようとする日の30日前までにするものとする。
- 2 第13条の規定は、県指定有形民俗文化財の現状の変更等について準用する。
(県指定有形民俗文化財の現状変更の届出を要しない場合)
- 第25条** 条例第28条第1項ただし書の規則の定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 非常災害のために必要な応急措置を執る場合
 - (2) 県指定有形民俗文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形民俗文化財を原状に復するとき。
 - (3) 県指定有形民俗文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - (4) 条例第29条において準用する条例第10条第1項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために現状の変更を行う場合
 - (5) 条例第29条において準用する条例第12条第1項の規定による命令若しくは勧告を受けて行う措置又は同条第2項の規定による勧告を受けて行う修理のために現状の変更を行う場合
(埋蔵文化財の時価の決定に関する手続)
- 第26条** 知事は、条例第30条の2に規定する時価を決定しようとするときは、2人以上の埋蔵文化財評価員(以下この条において「評価員」という。)の意見を聴かなければならない。
- 2 評価員は、それぞれ評価すべき文化財の時価を評価し、評価した結果を知事に報告するものとする。
(標識)
- 第27条** 条例第33条の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を表示するものとする。
- (1) 県指定史跡名勝天然記念物の種別及び名称
 - (2) 山形県知事の文字(設置者名を併せて表示することを妨げない。)
 - (3) 指定年月日
 - (4) 建設年月日
(説明板)
- 第28条** 条例第33条の規定により設置する説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。
- (1) 県指定史跡名勝天然記念物の種別及び名称
 - (2) 指定年月日
 - (3) 指定の理由
 - (4) 説明事項
 - (5) 保存上注意すべき事項
 - (6) その他参考となるべき事項
- 2 前項に規定する説明板には、指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。ただし、地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。
(標識等の形状等)
- 第29条** 前2条に定めるもののほか、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。
(土地の所在等の異動の届出)
- 第30条** 条例第34条の規定による土地の所在等の異動の届出は、別記様式第19号による土地の所在等の異動届出書に当該土地に係る登記簿の謄本を添付して異動のあった日から30日以内にするものとする。
(県選定文化的景観の選定の申出)
- 第31条** 条例第36条の2第1項の規定による県選定文化的景観の選定の申出をしようとする市町村は、あらかじめ当該申出に係る文化的景観(以下この条において「文化的景観」という。)の所有者又は権原に基づく占有者(管理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下この条において「所有者等」という。)

の同意を得て、別記様式第20号による県選定文化的景観選定申出書により、知事に提出するものとする。

2 前項に規定する申出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付するものとする。

- (1) 文化的景観の位置及び範囲を示す図面
- (2) 文化的景観の概況を示す写真
- (3) 文化的景観に係る規制に関する書類
- (4) 所有者等の同意を得たことを証する書類
- (5) その他参考となるべき資料

(県選定文化的景観の滅失又は毀損の届出)

第32条 条例第36条の2の3の規定による届出は、別記様式第21号による県選定文化的景観滅失毀損等届出書に、当該届出に係る滅失又は毀損の状態を示す写真及び図面を添付してするものとする。

(県選定文化的景観の滅失又は毀損の届出を要しない場合)

第33条 条例第36条の2の3ただし書に規定する規則で定める場合は、県選定文化的景観が次に掲げる行為により滅失し、又は毀損した場合とする。

- (1) 都市計画事業の施行として行う行為、国、県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が行う当該都市計画施設の設置若しくは管理に係る行為若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為、県指定有形文化財等知事の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為
- (2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）若しくは一般放送（同条第3号に規定する一般放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）
- (3) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域、同法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区又は同法第55条第1項に規定する市民緑地（同法第5条に規定する緑地保全地域又は同法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区内にあるものを除く。）内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

(県選定文化的景観の現状変更の届出)

第34条 条例第36条の2の6第1項の規定による届出は、別記様式第22号による県選定文化的景観現状変更届出書により、知事に提出するものとする。

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付するものとする。

- (1) 現状変更の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図
- (3) 現状変更に係る地域の写真
- (4) 現状変更を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

3 前項第2号に掲げる実測図及び同項第3号に掲げる写真には、現状変更をしようとする箇所を表示しなければならない。

(県選定文化的景観現状変更届出書の記載事項等の変更)

第35条 前条第1項に規定する届出書又は同条第2項各号に掲げる書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。

(県選定文化的景観の維持の措置の範囲)

第36条 条例第36条の2の6第1項ただし書の規定により現状変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 県選定文化的景観が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県選定文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更の届出をしたものについては、当該現状変

更の後の原状)に復するとき。

(2) 県選定文化的景観が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

(3) 県選定文化的景観の一部が毀損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(文化財保護指導委員の設置)

第37条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第191条第1項の規定に基づき、文化財保護指導委員を置く。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に条例第33条の規定により設置する標識に対する第27条第2号の規定の適用については、同号中「山形県知事」とあるのは、「山形県知事又は山形県教育委員会」とする。

別表

区分	保存に影響を及ぼす行為
建造物	(1) 彩色部分に高照度の照明を長時間照射する行為 (2) 襖 ^{ふすま} 絵、板絵等に直接触れる手法による模写 (3) 覆屋の設置、除却及び改造
絵画、書跡・典籍及び古文書	(1) 直接触れる手法による模写 (2) 表装替え (3) 高照度の照明を長時間照射する行為
彫刻	(1) 型取り及び拓本の作成 (2) 彩色部分に高照度の照明を長時間照射する行為 (3) 像内納入文書にあっては、古文書に係る保存に影響を及ぼす行為に準ずる行為
工芸品	(1) 型取り及び拓本の作成 (2) 染織品に高照度の照明を長時間照射する行為 (3) 染織品又は漆製品に直接触れる手法による模写
考古資料	(1) 型取り及び拓本の作成 (2) 石碑にあっては、覆屋の設置、除却及び改造
歴史資料	(1) 直接触れる手法による模写 (2) 表装替え (3) 高照度の照明を長時間照射する行為 (4) 石碑にあっては、覆屋の設置、除却及び改造並びに拓本の作成
有形民俗文化財	有形文化財に係る保存に影響を及ぼす行為に準ずる行為
記念物及び動物・植物	指定地域内の生息又は植生保存に影響を与える薬剤の散布

別記

表

← 35cm →

24cm

記号
番号

指
定
書

名称

員
数

特記すべき事項

右を山形県指定有形文化財（山形県指定有形民俗文化財）に指定します。

年
月
日

山形県知事
印

裏

備考

一 所有者が変更したときは、旧所有者はこの指定書を新所有者に引き渡さなければなりません。

二 指定が解除されたときには、この指定書を山形県知事に返付しなければなりません。

備考 用紙は、とりのこ紙とし、すき入（「山形県」）の文字

年 月 日

山形県知事 殿

所有者 住 所 (団体の場合は
所 在 地)
氏 名 (団 体 の 場 合 は)
名称及び代表者氏名



指 定 書 再 交 付 申 請 書

標記について下記のとおり再交付を申請します。

記

種 別 名 称	
亡失（盗取、滅失又は破損）の年月日	
亡失（盗取、滅失又は破損）の理由	
その他参考事項	

年 月 日

山形県知事 殿

所有者 住 所 (団体の場合は
所 在 地)
氏 名 (団 体 の 場 合 は) ㊞
名称及び代表者氏名)

管理責任者選任（解任）届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種 別 名 称	
管理責任者の住所・氏名	
管理責任者の職業・年齢	
選任又は解任の年月日	
選任又は解任の理由	
その他参考事項	

注 解任の場合は、その他参考事項欄に新たに選任予定の管理責任者の選任見込を記載すること。

年 月 日

山形県知事 殿

所有者 住 所 (団体の場合は
所 在 地)
氏 名 (団 体 の 場 合 は) ㊦
名称及び代表者氏名)

所 有 者 変 更 届 出 書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種 別 名 称						
旧所有者の住所 又は所在地及び 氏名又は名称						
新所有者の住所 又は所在地及び 氏名又は名称						
県 指 定 史跡・名勝天然 記念物の場合に は指定地域のう ち新所有者の所 有となった土地	所	在	地 番	地 目	地 積	備 考
	大字	市 郡 字	町 村			
変 更 年 月 日	年 月 日					
変 更 の 事 由						
その他の参考事 項						

年 月 日

山形県知事 殿

所有者等 住 所 (団体の場合は
所 在 地)
氏 名 (団 体 の 場 合 は)
名称及び代表者氏名



所有者等の住所・氏名等変更届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種 別 名 称	
変更前の住所又は所在地及び氏名又は名称	
変更後の住所又は所在地及び氏名又は名称	
変 更 年 月 日	年 月 日
その他参考事項	

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所 (団体の場合は)
所 在 地
氏 名 (団 体 の 場 合 は)
名称及び代表者氏名

㊟

滅 失 毀 損 等 届 出 書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種 別 名 称	
滅失、毀損、衰亡、亡失及び盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時・場所並びに当時の管理状況	
滅失、毀損等の原因	
県指定有形文化財・県指定有形民俗文化財が、毀損した場合はその箇所及び程度	
県指定史跡名勝天然記念物が毀損した場合はその保存上受ける影響	
滅失、毀損等の事実を知った日及び事実を知った後に執られた措置	
所有者、管理責任者又は管理団体の住所又は所在地及び氏名又は名称	

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所 (団体の場合は
所 在 地)
氏 名 (団 体 の 場 合 は) ㊟
名称及び代表者氏名)

所 在 の 場 所 変 更 届 出 書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種 別 名 称	
変更後の所在の 場所	
変更しようとする 年月日又は期 間	
変更しようとする 理由	
所有者、管理責任者又は管理団 体の住所又は所 在地及び氏名又 は名称	
その他参考事項	

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住 所 (団体の場合は)
所 在 地
氏 名 (団 体 の 場 合 は) ㊟
名称及び代表者氏名

現 状 変 更 等 許 可 申 請 書

標記について下記により許可下さるよう申請します。

記

種 別 名 称	
現状変更等を必要とする理由	
現状変更等の内容及び実施方法	
県指定有形文化財の場合で、現状変更等のため、所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所とその期間	
県指定史跡名勝天然記念物の場合で、現状変更等のため生ずる物件の滅失、毀損、景観の変化その他現状変更等による影響	
現状変更等着手及び完了の予定時期	
所有者、管理責任者又は管理団体の住所又は所在地及び氏名又は名称	
権原に基づく占有者の住所又は所在地及び氏名又は名称	
その他参考事項	

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所 (団体の場合は)
所 在 地
氏 名 (団 体 の 場 合 は) ⑩
名称及び代表者氏名

現 状 変 更 等 完 了 報 告 書

標記について下記のとおり完了したので報告します。

記

種 別 名 称	
現状変更等完了 年月日	
現状変更等実施 期間	
現状変更等に要 した総事業費	
現状変更等実施 状況の概要	
現状変更等実施 施行者の住所又 は所在地及び氏 名又は名称	
その他参考事項	

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所 (団体の場合は
所 在 地)
氏 名 (団 体 の 場 合 は) 印
名称及び代表者氏名)

修 理 届 出 書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種 別 名 称	
修理を必要とする理由	
修理の内容及び実施方法	
県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財の場合で、修理のため所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所とその期間	
修理の着手及び完了の予定時期	
所有者、管理責任者又は管理団体の住所又は所在地及び氏名又は名称	
権原に基づく占有者の住所又は所在地及び氏名又は名称	
その他参考事項	

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所 (団体の場合は
所 在 地)

氏 名 (団 体 の 場 合 は)
名称及び代表者氏名

印

修 理 完 了 報 告 書

標記について下記のとおり完了したので報告します。

記

種 別 名 称	
修理完了年月日	
修理実施期間	
修理に要した総 事業費	
修理実施状況の 概要	
修理実施施行者 の住所又は所在 地及び氏名又は 名称	
その他参考事項	

年 月 日

山形県知事 殿

所有者 住 所 (団体の場合は
所 在 地)
氏 名 (団 体 の 場 合 は) ④
名称及び代表者氏名

損 失 補 償 請 求 書

標記について下記のとおり請求します。

記

種 別 名 称	
補償金を受けようとする理由	
補償金として希望する金額	
補償金として希望する金額の算出の基礎	
その他参考事項	

表

35cm

24cm

記号
番号

認定書

あなた（貴団体）を山形県指定無形文化財の
保持者（保持団体）として認定します。

年
月
日

山形県知事
印

裏

備考

次の場合には、この認定書を山形県知事に返付
しなければなりません。

一 山形県指定無形文化財の指定が解除されたと
き。

二 山形県指定無形文化財の保持者又は保持団体
としての認定が解除されたとき。

三 保持者の氏名又は保持団体の名称を変更した
とき。

四 保持者が死亡又は保持団体が解散したとき。

備考 用紙は、とりのこ紙とし、すき入（「山形県」）の文字

年 月 日

山形県知事 殿

保持者住所(団体の場合は)
保持団体所在地

氏名(団体の場合は)
名称及び代表者氏名

印

認定書再交付申請書

標記について下記のとおり再交付を申請します。

記

種別名称	
亡失（盗取、滅失又は破損）の年月日	
亡失（盗取、滅失又は破損）の理由	
その他参考事項	

年 月 日

山形県知事 殿

保持者
保持団体

住所 (団体の場合は)
所在地

氏名 (団体の場合は)
名称及び代表者氏名

印

保持者（保持団体）の住所（所在地）・氏名（名称）変更届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種 別 名 称	
変更前の住所又は所在地並びに氏名又は名称、代表者名及び構成員名	
変更後の住所又は所在地並びに氏名又は名称、代表者名及び構成員名	
変 更 年 月 日	年 月 日
その他参考事項	

年 月 日

山形県知事 殿

保 持 者
保持団体

住 所 (団体の場合は)
所在地

氏 名 (団 体 の 場 合 は)
名称及び代表者氏名

印

保持者（保持団体） の死亡（解散）届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種 別 名 称	
死亡又は解散 年 月 日	
解 散 の 理 由	
その他参考事項	

表

← 35cm →

24cm

記号
番号

指
定
書

名
称

す。
右を山形県指定無形民俗文化財に指定しま

年
月
日

山形県知事
印

裏

備考

指定が解除されたときは、この指定書を山形
県知事に返付しなければなりません。

備考 用紙は、とりのこ紙とし、すき入（「山形県」）の文字

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所 (団体の場合は
所 在 地)
氏 名 (団 体 の 場 合 は) ④
名称及び代表者氏名)

県指定有形民俗文化財現状変更等届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種 別 名 称	
現状変更等を必要とする理由	
現状変更等の内容及び実施方法	
現状変更等のため所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所とその時期	
現状変更等着手及び完了の予定時期	
所有者、管理責任者又は管理団体の住所又は所在地及び氏名又は名称	
その他参考事項	

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所 (団体の場合は
所 在 地)

氏 名 (団 体 の 場 合 は
名称及び代表者氏名) ㊞

土地の所在等の異動届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種 別 名 称								
異 動 前				異 動 後				異 動 年 月 日 及 び 事 由
土 地 の 所 在	地番	地目	地積	土 地 の 所 在	地番	地目	地積	
所有者、管理責任者又は管理団体の住所又は所在地及び氏名又は名称								
その他参考事項								

山形県知事 殿

年 月 日
申出者
印

県選定文化的景観選定申出書

標記について下記のとおり申し出ます。

記

県選定文化的景観の名称	
県選定文化的景観の種類	
県選定文化的景観の所在地及び面積	
県選定文化的景観の保存状況	
県選定文化的景観の特性	
県選定文化的景観の保存計画	
その他参考となるべき事項	

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所 (団体の場合は)
所 在 地
氏名 (団体の場合は)
名称及び代表者氏名

印

県選定文化的景観滅失毀損等届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

県選定文化的景観の名称	
選 定 年 月 日	
県選定文化的景観の所在地	
選定の申出を行った市町村	
滅失又は毀損の事実の生じた日時	
滅失又は毀損の事実の生じた当時における管理の状況	
滅失又は毀損の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度	
毀損の場合は、毀損の結果当該県選定文化的景観がその保存上受ける影響	
滅失又は毀損の事実を知った日	
滅失又は毀損の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項	

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所 (団体の場合は
所在地)
氏名 (団体の場合は
名称及び代表者氏名)



県選定文化的景観現状変更届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

県選定文化的景観の名称	
選 定 年 月 日	
県選定文化的景観の所在地	
選定の申出を行った市町村	
所有者等の氏名又は名称及び住所	
現状変更を必要とする理由	
現状変更の内容及び実施の方法	
現状変更により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更が県選定文化的景観に及ぼす影響に関する事項	
現状変更の着手及び終了の予定時期	
現状変更に係る地域の地番	
現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
その他参考となるべき事項	